

# 練馬区保育実施基準表

保 育 指 数 ( 保 護 者 の 状 況 )				
分類番号	類 型	細 目	保育指数	
1	就 労	月20日以上の就労	(1) 8時間以上の就労を常態とする場合	40
			(2) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	37
			(3) 6時間以上7時間未満	34
			(4) 5時間以上6時間未満	31
			(5) 4時間以上5時間未満	28
		月16日以上19日以下の就労	(6) 8時間以上の就労を常態とする場合	37
			(7) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	34
			(8) 6時間以上7時間未満	31
			(9) 5時間以上6時間未満	28
			(10) 4時間以上5時間未満	25
		月12日以上15日以下の就労	(11) 8時間以上の就労を常態とする場合	34
			(12) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	31
			(13) 6時間以上7時間未満	28
			(14) 5時間以上6時間未満	25
			(15) 4時間以上5時間未満	22
		その他	(16) 就労の態様から明らかに保育を必要とする場合	10～40
2	不 存 在	(1) 死亡・離婚・離婚前提の別居・未婚・失踪・拘禁等の場合	40	
3	出 産	(1) 出産予定日の2か月前の月の初日(保育の必要性が就労で認定されている方は、出産予定日の6週間前の月の初日)から、出産日の翌日から起算して8週間を経過する日が属する月の末日までにあたる場合	24	
4	疾病・負傷	(1) 入院している場合	40	
		(2) 寝たきり等の状態の場合	40	
		(3) 精神疾患の場合	40	
		(4) 常時安静を要する場合	32	
		(5) (1)～(4)以外の理由で自宅療養等を受けている場合	20	
		(6) その他、(1)～(5)以外の療養を受けている場合	20～40	
5	障 害	(1) 身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級に該当する場合	40	
		(2) 身体障害者手帳3級または聴覚障害4級に該当する場合	30	
		(3) 身体障害者手帳4級に該当する場合	20	
6	介護・看護	自 宅	(1) 重度心身障害者等の介護・看護を常態とする場合	40
		通院・通所	(2) 週3日以上(4時間以上)を常態とする場合	30
		入院・入所	(3) 週3日以上(4時間以上)を常態とする場合	20
		その他	(4) 介護・看護の態様から明らかに保育を必要とする場合	10～40
7	災 害	(1) 火災・風水害等による家屋の損傷に伴う復旧のため、児童の保育が必要となる場合	40	
8	就 労 (内 定)	月20日以上の内定	(1) 8時間以上の就労を常態とする場合	27
			(2) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25
			(3) 6時間以上7時間未満	23
			(4) 5時間以上6時間未満	21
			(5) 4時間以上5時間未満	19
		月16日以上19日以下の内定	(6) 8時間以上の就労を常態とする場合	25
			(7) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	23
			(8) 6時間以上7時間未満	21
			(9) 5時間以上6時間未満	19
			(10) 4時間以上5時間未満	17
		月12日以上15日以下の内定	(11) 8時間以上の就労を常態とする場合	23
			(12) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	21
			(13) 6時間以上7時間未満	19
			(14) 5時間以上6時間未満	17
			(15) 4時間以上5時間未満	15
		そ の 他	(16) 就労の態様から明らかに保育を必要とする場合	10～27
9	求 職	(1) 求職のため昼間の外出を常態としている場合	10	
10	就学・技能修得	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練施設等に在籍している場合	分類番号1に準じる	
		(2) 学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に合格し通学等を予定している場合	分類番号8の就労(内定)に準じる	
11	そ の 他	(1) 上記各分類番号に掲げるものの外で明らかに保育を必要とする場合	分類番号1に準じる	

調 整 指 数			
区分	番号	条 件	調整指数
世帯に係る調整指数	1	ひとり親世帯の場合(戸籍謄本による証明または離婚調停の証明がある場合等)	8
	2	保護者の状況の類型が就労・就労(内定)または就学・技能修得で保護者が生活保護法の適用を受けている世帯	2
	3	保育の利用希望月1日時点で保護者に単身赴任の予定がある場合	1
	4	保育の利用希望月1日時点で区外に在住する方で、勤務地が区内の場合	-4
	5	保育の利用希望月1日時点で区外に在住する方で、勤務地が区外の場合	-6
	6	保護者の状況の類型が求職で、保護者が保育の利用申込締切日から起算して3か月以内に発生した解雇・倒産等により、早急に就労を要する場合	3
	7	保育の利用申込締切日時点で未就学児童が3人以上いる世帯	5
	8	保育の利用申込締切日時点で小学校3年生までの児童が3人以上いる世帯	2
	9	申込児童および保護者以外の同一住所の親族(保護者から見て3親等以内)が、身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している場合、もしくは要介護3・4・5度の認定を受けている場合	1
	10 ※1	保護者の状況の類型が就労・就労(内定)であって、保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭の有資格者として練馬区内の保育施設(地域型保育事業、認可外保育施設等も含む)または幼稚園に保育士または教諭として就労している場合(育児休業中からの復職予定の場合も含む)	1
	11	保育の利用申込締切日時点で保育料の滞納がある場合	-20
保護者個人に係る調整指数	12	保護者が身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している場合	1
	13	保護者の状況の類型が就労・就労(内定)または就学・技能修得で、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している場合	2
	14	保護者の状況の類型が疾病・負傷で、細目の(1)～(3)に該当する場合	1
	15	保護者の状況の類型が就労または就学・技能修得であって、保育の利用申込締切日時点で就労または就学・技能修得の態様が同一条件で1か月以上継続していない場合(同申込みにおいて、労働契約等の変更による保育指数の低下が見込まれる場合を除く)	-3
	16 ※2	保護者の状況の類型が就労または就学・技能修得であって、保育の利用申込締切日時点で就労または就学・技能修得の態様が同一条件で3か月以上継続していない場合(同申込みにおいて、労働契約等の変更による保育指数の低下が見込まれる場合を除く)	-1
児童に係る調整指数	17	申込児童が障害または特別な配慮を必要とする場合	12
	18	保育の利用希望月1日時点で同居予定の65歳未満の祖父母が補完的な保育にあたる場合	-4
	19	受入年齢の上限が5歳児クラスの認可保育園の在園児が、同一世帯の他の児童の在園する保育園等への変更を希望する場合	2
	20	多胎児(双子等)の児童が保育園等への入園または他の保育園等への変更を希望する場合	3
	21 ※3	運営業務委託を行う区立認可保育園に委託前かが在園している児童が、運営業務委託園以外の保育園等に変更を希望する場合(委託開始時から翌年4月まで適用)	1
	22 ※4	保育の利用申込締切日時点で、自宅から直線距離で2キロメートル以上の距離にある受入年齢の上限が5歳児クラスの認可保育園の在園児が、保育園等の変更を希望する場合	2
	23	保育の利用申込締切日時点で認可保育園(受入年齢の上限が4歳児クラス以下に限る)またはその他保育施設(地域型保育事業、認可外保育施設等)に一定時間以上申込児童を預けている場合(保護者が育児休業中の場合を除く)	2
	24 ※5	保育の利用申込締切日時点で認可保育園(受入年齢の上限が4歳児クラス以下に限る)またはその他保育施設(地域型保育事業、認可外保育施設等)に一定時間以上申込児童を預けている場合で、申込児童の利用希望月が施設の受入可能年齢終了月の翌月(4月)の場合(保護者が育児休業中の場合を除く)	3
	25 ※6	保育の利用申込締切日時点で練馬区内の認証保育所(受入年齢の上限が2歳児クラスから4歳児クラスまでの施設に限る)に一定時間以上申込児童を預けている場合で、申込児童が(別冊)「保育園等一覧」に掲載する「連携先施設」への入園を希望する場合(施設の受入可能年齢終了月の翌月(4月)の利用調整に限る)	1
	26 ※7	保育の利用希望月以前に復職が予定されている場合(入園でき次第復職が可能な場合を含む)で、保育の利用申込締切日時点で育児休業を取得している保護者が、当該育児休業において育児休業給付金を受給している場合(1歳児クラスで、保護者の状況の類型が就労の場合に限る)	1
	27 ※7	保育の利用希望月以前に復職が予定されている場合(入園でき次第復職が可能な場合を含む)で、保育の利用申込締切日時点で育児休業を取得している保護者が、当該育児休業において育児休業給付金を受給している場合(2歳児クラス以上で、保護者の状況の類型が就労の場合に限る)	2
	28	児童福祉法の観点から特に配慮が必要と認められる場合	3～4

※1 認可保育園および地域型保育事業の在園児が保育園等の変更(転園)をする場合は除く。

※2 令和5年度(令和6年2月利用調整まで)は適用しない。

※3 令和7年2月利用調整をもって本調整指数は廃止する。

※4 保育の利用申込締切日時点で区外に在住している方は、区内の転入予定住所・転入予定日が確認できる書類が提出され、かつ、転入予定日が入園希望月1日以前である場合に限る。

※5 施設が廃止・閉鎖される場合等は、4月利用調整以外でも適用されることがある。

※6 調整指数24番と重複適用ができる。令和7年4月利用調整をもって廃止する。

※7 認可保育園・地域型保育事業の在園児が保育園等の変更(転園)をする場合は除く。

次ページ以降にも留意事項を記載していますので必ずご確認ください。

## ◆ 練馬区保育実施基準表の留意事項

- 各保護者について、実施基準表により保育指数を求め、調整指数と合算して当該児童の指数とする。
- 各保護者の状況が複数の類型および細目に該当する場合であっても、各保護者にとって最も有利な類型および細目で算定され、複数の類型および細目が算定されることはない。ただし、複数の類型を持つ場合で、特定の類型での算定を希望する場合は、個別相談を必要とする。
- 「就労」、「介護・看護」、「就学」のいずれかの類型および細目に該当する場合は、各時間の合算ができる場合がある。ただし、各保護者の保育指数の上限は 40 とする。
- 区外在住者（転入予定者を除く）または保護者の保育を必要とする状況を証明する書類が提出されない場合、加算の調整指数を適用しない。
- 調整指数 1 番～3 番は、重複適用しない。
- 調整指数 7 番および 8 番は、重複適用しない。
- 調整指数 15 番および 16 番は、重複適用しない。
- 調整指数 23 番、24 番、26 番および 27 番は、重複適用しない。
- 調整指数 23 番、24 番および 25 番は、「1 か月あたりの保育を必要とする時間の6割以上を保育施設等に預けていること」について、『在園（受託）証明書』で確認します（下記例を参照）。
- 「練馬区保育実施基準表」は今後変更となる可能性があります。
- 記載内容についてのご不明な点等については、保育課入園相談係までお問い合わせください。

### 調整指数 23・24・25 番の「一定時間以上保育施設に預けていること」の適用の具体例

例： 父が月 20 日、1 日 8 時間の就労  
母が月 18 日、1 日 7.5 時間の就労

→父母それぞれの保育指数は、P.43「練馬区保育実施基準表」に基づき決定します。

父は月 20 日、1 日 8 時間以上の就労に該当するため、1-(1)-40 ※

母は月 16 日以上 19 日以下、1 日 7 時間以上 8 時間未満の就労に該当するため、1-(7)-34 ※  
となります。

※ 父母ともに就労実績が契約内容を満たしている場合の指数です。

保護者のうち、保育指数が低い方を基準とするため、この場合は母の就労時間で算定します。

母の就労時間に基づき計算すると、16 日×7 時間×0.6=月に 67 時間以上預けている場合は加算対象となります（小数点以下が発生する場合は切り捨てます）。

#### 参考（加算に必要な預託時間について）

- 月 20 日、1 日 8 時間の就労の方は、20 日×8 時間×0.6=月に 96 時間以上預けている場合に加算対象となります。
- 育児短時間勤務を取得している場合、短縮した勤務時間で算出します。月 20 日、1 日 6 時間の就労となる育児短時間勤務を取得している方は、20 日×6 時間×0.6=月 72 時間以上預けている場合に加算対象となります。
- 保護者の類型が【出産】、【疾病・負傷】、【障害】、【災害】、【求職】、【就労(就学)内定】等に該当する場合は月に 28 時間以上預けている場合に加算対象となります。